

私立大学図書館協会 2000 年度第 3 回国際図書館協力委員会議事要録

日 時：2000 年 9 月 28 日（木）13:30～16:00

場 所：中京大学

出席者：大迫 重治（東海大学）

中元 誠（早稲田大学）

鈴木 敏之（関西学院大学）

加藤 恭輔（中京大学）

加藤 好郎（委員長 慶應義塾大学）

事務局：保坂 睦（慶應義塾大学）

柳下 俊江（慶應義塾大学）

配付資料：1：寄贈搬送事業の再開について（案）

2：支援企業（50 音順）

3：基金お礼状（案）

4：法人の寄付金についての減免税措置について（ご案内）

5：個人の寄付金における減免税措置について

6：基金振込通知書（控）

報告事項

1 委員の交替について

9 月 30 日を以って委員の任期満了となり、10 月 1 日から任期延長に入る。関西学院大学図書館の鈴木敏之委員より、学内の人事異動に伴い、委員交替の申し入れがあったため委員の交替と委嘱について西地区部会長校および会長校へ承認をお願いした。後任には同図書館次長・運営課長の萩原一良氏を推薦している。各委員にも委嘱状が届くことになっている。

2 基金について

9 月 27 日現在の入金状況について報告がなされた。

入金確認機関：日立製作所（2 口）・丸善（4 口）前回と合わせて合計 130 万円

協議事項

1 私立大学図書館協会国際図書館協力事業実施要項について

国際図書館協力委員会設置要項 2. 任務に基づき、事業実施要項（別紙 1 参照）を作成した。これに伴い、基金規程（別紙 2 参照）についても見直しが行われた。両方を 12 月 6 日の常任幹事会に諮ることとした。

2 基金について

資料 3 のお礼状（案）は一部訂正後、承認された。（別紙 3 参照）上質紙に印刷し、公印を押印、会長校発行の領収書を添えて随時送付することとした。

3 搬送事業の募集要項の内容と送付について

1を受けて、搬送事業の実施要項の見直しがなされた。さらに、資料1および資料2の内容について一部訂正後、承認された。申請書を含めた文書一式を、10月2日に加盟館420館宛てに送付することとした。

4 搬送事業の今後の事業展開について

今後の事業展開として、これまでも何度か話し合われてきたホームページの有効利用に向けて具体的な意見交換がなされた。国内では、搬送事業実施要領および申請書を掲載することでより簡略化されたやり取りができるよう、また海外のニーズの呼びかけにも活用していきたいとした。委員会において海外向け搬送事業実施要領フォーマット(案)を作成した。(別紙4参照)この英訳を、11月1日をめどにホームページに掲載したいとした。掲載願および資料をホームページ委員会に提出することとした。

5 海外研修について

国際シンポジウムと連携をとれるようなテーマを選べば、一貫性を持たせることが出来るという視点から、国内でも成功例の少ない「図書館コンソーシアム」をテーマに据える可能性を考えてはどうかとの案が出された。シンポジウムで興味を持った参加者が目的意識を持って海外研修(=実地見学)へ行かれるよう検討していくとした。来年度の実現に向けて、国際シンポジウムと併行して継続協議することとした。

6 来年度国際シンポジウムについて

来年5月中旬に開催することが承認された。場所については関西学院大学で開催する方向で話し合いがすすめられた。講演者は、海外研修との連携をとれる例として、オハイオリンクのように実績のある海外図書館コンソーシアムの代表者を招待し、コンソーシアムの全体像について講演してもらうのはどうかとの意見が出された。当面はコンソーシアムをやっている団体の中からいくつか選んでアプローチすることとした。予算案作成を含めた具体的検討を次回委員会で協議する予定。

*次回 2000年11月22日(水) 関西学院大学

別紙 1

私立大学図書館協会国際図書館協力事業実施要項

(2000年12月6日制定)

(目 的)

第1条 この要項は、本協会が国際図書館協力事業を実施するために制定する。

(事 業)

第2条 前条の事業は、次の通りとする。

- (1) 本協会加盟図書館の寄贈資料搬送事業
- (2) 国際図書館協力シンポジウムの開催
- (3) 各種国際交流・研修会への参加
- (4) 国際的な人的交流
- (5) その他国際図書館協力事業に関すること

(運 営)

第3条 事業の運営は、必要に応じて、事業実施要領を作成し、国際図書館協力委員会が行う。

(会 計)

第4条 本事業の経費は、国際図書館協力基金によってこれに充てる。会計年度を、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

この要項は、2000年12月6日から施行する。

私立大学図書館協会国際図書館協力基金規程

(2000年 4月13日 制定)

(2000年 7月 5日 一部改正)

(2000年12月 6日 一部改正)

第1条 本協会は、国際図書館協力事業を行うため、私立大学図書館協会国際図書館協力基金（以下「基金」という。）を置く。

第2条 この基金は次の事業を補助の対象とする。

- (1) 本協会加盟図書館の寄贈資料搬送事業
- (2) 国際図書館協力シンポジウムの開催
- (3) 各種国際交流・研究会への参加
- (4) 国際的な人的交流
- (5) その他国際図書館協力事業に関すること

第3条 事業の運営は、必要に応じて、事業実施要領を作成し、国際図書館協力委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第4条 この基金は国際図書館協力特別会計とする。会計年度を4月1日から3月31日とする。

第5条 国際図書館協力特別会計の収入は、篤志による寄付金と一般会計からの繰入金をもってこれに充てる。

第6条 寄付金は、原則として1口5万円とし、毎年募金を行う。

第7条 委員会の委員長は、会長校に事業内容および会計報告をする。

附 則

この規程は2000年4月13日から施行する。

この規程の改正は、2000年7月5日に改正し、同日施行する。

この規程の改正は、2000年12月6日に改正し、同日施行する。

別紙3

2000年 月 日

様

私立大学図書館協会会長校
明 治 大 学 図 書 館
私立大学図書館協会国際図書館協力委

員会

委員長 加藤 好郎

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私立大学図書館協会国際図書館協力委員会の活動につきましては、平素より一方ならぬご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、このたびは私立大学図書館協会国際図書館協力基金として金 円のご寄附を賜りました。ご芳情のほど、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

貴台から賜りましたご厚情につきましては、ご寄附の趣旨に沿うよう使わせていただき、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会に対するご期待にお応えする所存でございます。つきましては会報等当協会の出版物にお名前を載せることといたします。

何卒、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の今後一層のご健勝とご発展を念じ申し上げ、先ずは略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。

敬具

別紙4

寄贈資料搬送事業実施要領（海外向け英訳用）

1. 目的 本事業は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）の実施する国際図書館協力事業の一環として、協会加盟図書館における重複資料等をこれらを必要とする主として海外の大学図書館へ寄贈し、その有効利用を図ることを目的とする。
2. 期間 本事業の実施期間は、2000年10月1日からとする。
3. 内容 本事業の対象とする寄贈資料は日本語で書かれた重複図書とする。
4. 搬送方法 搬送は、船便とする。また、最寄りの港湾から受贈図書館への搬送は原則として陸路によるものとし、ドアー・トゥー・ドアーで行う。
5. 料金 無料
6. 申込み先 国際図書館協力委員会事務局
住所 〒108-8345
東京都港区三田 2-15-45
慶應義塾大学三田メディアセンター総務
電話 +81-3-3453-4511
FAX +81-3-5427-1645

別紙 5

寄贈資料搬送申込み用紙

大学名：

住 所：

電 話：

FAX ：

担当者名：

E メール：

希望主題：
